

株 主 各 位

大阪市北区中之島3丁目2番4号
堺 商 事 株 式 会 社
取締役社長 赤 水 宏 次

第94回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第94回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日のご来場は極力控えていただきますようお願い申し上げます。当日のご出席に代えて、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月18日（木曜日）午後5時10分までに到着するようご返送いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月19日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区北浜1丁目8番16号
大阪証券取引所ビル3階 北浜フォーラム
(末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第94期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第94期連結計算書類監査結果報告の件決議事項
 - 第1号議案 定款変更の件
 - 第2号議案 取締役8名選任の件
 - 第3号議案 監査役2名選任の件
 - 第4号議案 役員賞与支給の件

以 上

※株主総会当日にお配りしてありましたお土産は、本年は取り止めとさせていただきますことになりました。何卒ご理解くださいますよう、お願い申し上げます。

(お願い)

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(お知らせ)

事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の内容をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.sakaitrading.co.jp/>) に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症への対応について

- ・新型コロナウイルス感染症の予防措置として、運営スタッフはマスクを着用させていただきますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ・本総会にご出席される株主様は、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
- ・発熱や咳などの症状のある株主様やその他体調不良の株主様には本総会会場への入場をお断りする場合がございます。また、ご来場の株主様に対しまして、本総会の会場スタッフが体温測定をさせていただく場合がございます。
- ・本総会会場において、その他感染予防のための措置を講じる場合もございますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度のわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で、政府の各種政策の効果もあり、緩やかな景気回復基調で推移いたしました。しかし、消費税率引き上げによる個人消費への影響や、米中貿易問題による世界経済の減速等の諸問題に加え、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行拡大も加わって、先行きは極めて不透明な状況となっております。

当社グループの業績は、当連結会計年度の売上高は前連結会計年度に比べ2.7%減の384億6千7百万円となりました。また、四半期毎の売上高については、第1四半期連結会計期間は106億2千7百万円、第2四半期連結会計期間は96億6千1百万円、第3四半期連結会計期間は96億1千5百万円、第4四半期連結会計期間は85億6千2百万円と、四半期の経過に連れて低下する傾向となりました。

その推移については、第1四半期連結累計期間においては各事業分野で全て前年度を上回るスタートとなりましたが、第2四半期連結累計期間は環境・機能材料が前年度比マイナスに転じ、第3四半期連結累計期間以降は電子材料及び衛生・産業材料についても前年度を下回りました。期間中の業績の低下傾向の主要因としては、前連結会計年度後半から好調を継続していた電子材料や環境・機能材料が、貿易摩擦問題の長期化が市場の在庫余剰感に繋がったこと、特に中国の経済状況の落ち込みが見込まれたことが、需要家の買い控えを誘起したと考えております。

利益面においては、当連結会計年度の営業利益は前連結会計年度に比べ2.5%減の6億4千8百万円となりました。減益ではありますが、売上高の減少率に対して営業利益の減り幅が微減に収まった理由としては、一時的ではありますが、取扱商材が比較的収益性の高い販売構成に推移したことにより売上総利益率が向上したこと、経費節減活動等により販売費及び一般管理費が若干減少したこと等が挙げられます。当連結会計年度の経常利益は前連結会計年度に比べ8.2%減の6億7百万円となりました。この理由は、営業利益が減少したことに加えて、年度末為替レートが円高に振れたことによる為替差損が発生し、前連結会計年度に

比べて営業外収支が悪化したことが主な減少要因であります。また、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は税効果会計の適用の見直し等の要因によって前連結会計年度に比べ0.9%増の3億9千5百万円となりました。

主な事業の内訳は、次のとおりであります。

<電子材料>

電子材料については、通信機器及び電子機器向けの部材等が堅調に推移しましたが、半導体業界の停滞感が長期化し、誘電体等の材料の需要の鈍化が見られたことから、当連結会計年度の売上高は前連結会計年度に比べ2.5%減の97億5千7百万円となりました。

<環境・機能材料>

環境・機能材料については、当連結会計年度半ばまで国内向けバリウム中間体が大きく伸長したものの、酸化チタンや中国向け触媒、輸出向け樹脂製品等が当連結会計年度を通じて減少したこと等により、当連結会計年度の売上高は前連結会計年度に比べ3.7%減の194億7千2百万円となりました。

<衛生・産業材料>

衛生・産業材料については、国内向けの衛生部材は堅調に推移しましたが、耐候性土嚢等の産業材料が伸び悩んだ結果、当連結会計年度の売上高は前連結会計年度に比べ0.5%減の92億3千7百万円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

<国内法人>

当連結会計年度については、バリウム中間体や衛生部材等の輸入商材は堅調に推移しましたが、酸化チタンや誘電体原料が伸び悩んだため0.4%減の347億9千9百万円となりました。しかし、営業利益については、売上総利益率の向上や営業費用の減少により19.5%増の4億4千8百万円となりました。

<在外法人>

当連結会計年度については、北米における事業は好調に推移しましたが、中国向け触媒や欧州・豪州向け樹脂製品等の環境・機能材料事業の売上が減少したこと等により、20.1%減の36億6千7百万円となりました。また、営業利益についても、売上高の減少に伴って売上総利益が伸び悩んだことを主要因として32.2%減の1億8千4百万円となりました。

(2) **設備投資の状況**

当連結会計年度中の特記すべき事項はありません。

(3) **資金調達の状況**

当連結会計年度中において、新株発行及び社債発行などの特段の資金調達は行っておりません。

(4) **対処すべき課題**

当社グループは経営計画のビジョンの実現に向けて、以下のアクションプランを掲げております。

- ① 貿易比率を伸ばすべく海外における新市場・未開拓分野へ注力し海外事業の更なる拡大と深化を図る
- ② 5年間で海外拠点を現在の8拠点から更に拡充し、約30名の要員（海外現地法人含む）を増やす
- ③ 社員の多国籍化や女性・高齢者といった多様な力を競争力の源泉とし企業力向上を図る
- ④ チャレンジを促し、強みを伸ばすために組織・制度を見直すとともに、人材のグローバルベースでの適材適所を推進する
- ⑤ 魅力・活力に溢れる企業集団を目指して職場環境の改善に取り組み、社員のモチベーション向上を図る
- ⑥ 化学品ビジネスにおいて「堺商事ならではの」価値を創造し、ステークホルダーのニーズに応えることにより社会に広く貢献する
- ⑦ コーポレートガバナンスと内部統制システムの強化を通じた業務品質の向上を目指す
- ⑧ 経営環境の変化に耐えうる強い事業基盤を構築し、持続的な成長と企業価値の向上を目指す

株主の皆様におかれましては、今後とも、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 91 期 (2016年 4月 1日から 2017年 3月 31日まで)	第 92 期 (2017年 4月 1日から 2018年 3月 31日まで)	第 93 期 (2018年 4月 1日から 2019年 3月 31日まで)	第 94 期 (当連結会計年度) (2019年 4月 1日から 2020年 3月 31日まで)
売 上 高 (百万円)	34,353	36,761	39,514	38,467
経 常 利 益 (百万円)	479	310	661	607
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	304	194	392	395
1株当たり当期純利益 (円)	168.04	107.34	216.39	218.38
総 資 産 (百万円)	16,629	16,903	18,047	17,311
純 資 産 (百万円)	7,100	7,339	7,644	7,962

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数（期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数）に基づき算定しております。
2. 2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。第91期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2020年3月31日現在)

① 親会社との関係

会社名	出資比率	当社との関係
堺化学工業株式会社	63.97%	同社製品の購入及び原料の納入を行っております。

(注) 1. 出資比率は、自己株式186,910株を控除して計算し、小数点以下第3位を切り捨てて表示しております。

2. 堺化学工業株式会社は、当社の議決権の過半数を保有しており、当社を連結子会社と位置づけております。当社は、同社の製造する商品の国内外への販売の一部を担当するとともに、同社に対して商品の一部を納入する等の関係がありますが、当社の自立性を保った営業活動を行っております。

② 親会社との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項

当社の堺化学工業株式会社との間の商品の販売及び購入価格は、市場価格を勘案した価格交渉の上で決定しております。また、回収及び支払条件についても、一般の条件に準じた上で相互に同等な条件を設定しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は堺化学工業株式会社からの独立性の観点も踏まえた上で、当社取締役会を中心とした当社独自の意思決定を行っておりますので、当社取締役会は当該取引において堺化学工業株式会社から利益を害されていないと判断いたしました。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
SAKAI TRADING NEW YORK INC.	750千米ドル	100%	化学工業製品等の販売
SAKAI AUSTRALIA PTY LTD.	300千豪ドル	100%	化学工業製品等の販売
堺商事貿易(上海)有限公司	2,483千人民元	100%	化学工業製品等の販売
台湾堺股份有限公司	10,000千台湾ドル	100%	化学工業製品等の販売
PT. S&S HYGIENE SOLUTION	10,500千米ドル	55%	衛生材料関連商品の製造及び販売
SAKAI TRADING (THAILAND) CO., LTD.	100,000千バーツ	100%	化学工業製品等の販売

(注) SAKAI TRADING EUROPE GmbHは、清算手続き中であるため、重要な子会社から除いております。

(7) **主要な事業内容** (2020年3月31日現在)

当社グループは、化成品、合成樹脂、衛生材料、電子材料の輸出入、国内販売及び製造を行う化学品関連事業を主な事業の内容とし、更に、その他事業として非金属鉱産品、食品添加物等の輸出入、国内販売を行っております。

(8) **主要な事業所** (2020年3月31日現在)

① 当 社

名 称	所 在 地
本 社	大 阪 市 北 区
東 京 支 店	東 京 都 品 川 区
北 海 道 営 業 所	北 海 道 千 歳 市
名 古 屋 営 業 所	名 古 屋 市 中 区
福 岡 営 業 所	福 岡 市 中 央 区
イスタンブール駐在員事務所	トルコ イスタンブール

② 子会社

名 称	所 在 地
SAKAI TRADING NEW YORK INC.	米国 ニューヨーク
SAKAI AUSTRALIA PTY LTD.	オーストラリア シドニー
堺商事貿易（上海）有限公司	中国 上海
韓国堺商事株式会社	韓国 ソウル
台湾堺股份有限公司	台湾 台北
PT. S&S HYGIENE SOLUTION	インドネシア スラバヤ
SAKAI TRADING (THAILAND) CO., LTD.	タイ バンコク

(注) SAKAI TRADING EUROPE GmbHは、清算手続き中であるため、子会社から除いております。

(9) **従業員の状況** (2020年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
330名	3名増

(注) 従業員数には、当社グループ外からの出向者を含んでおりますが、当社グループ外への出向者及び臨時従業員を含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
89名	3名増	40.9歳	11.5年

(注) 従業員数には、社外からの出向者を含んでおりますが、社外への出向者及び臨時従業員を含んでおりません。

(10) **主要な借入先** (2020年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	1,406百万円
株式会社三井住友銀行	250百万円
株式会社常陽銀行	50百万円

(11) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- | | |
|-----------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 8,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 2,000,000株 |
| (3) 株主数 | 546名 |
| (4) 大株主 (上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
堺 化 学 工 業 株 式 会 社	1,160,000株	63.97%
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR:FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	30,000株	1.65%
堺 商 事 社 員 持 株 会	23,840株	1.31%
紀 和 化 学 工 業 株 式 会 社	23,000株	1.26%
日 本 石 材 セ ン タ ー 株 式 会 社	22,000株	1.21%
秀 和 海 運 株 式 会 社	21,200株	1.16%
株 式 会 社 ジ ャ パ ン ロ ジ ス テ ィ ッ ク ス	20,000株	1.10%
MSIP CLIENT SECURITIES	17,600株	0.97%
伊 藤 宏 明	16,029株	0.88%
橋 本 象 二	15,600株	0.86%

- (注) 1. 当社は、自己株式186,910株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
 2. 持株比率は、自己株式186,910株を控除して計算し、小数点以下第3位を切り捨てて表示しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	赤 水 宏 次	全般統括
専 務 取 締 役	片 岡 茂 夫	電子材料部・機能材料部担当、 東京支店長兼業務推進部長 SAKAI TRADING NEW YORK INC.代表取締役社長 SAKAI AUSTRALIA PTY LTD.代表取締役社長
常 務 取 締 役	在 津 昭 宏	衛生・産業材料部長 SAKAI TRADING (THAILAND) CO., LTD.代表取締役社長
取 締 役	川 原 章	内部統制・リスク管理・I R 担当、経理部長
取 締 役	山 田 賢 治	化成品部長
取 締 役	岡 本 竜 也	C S R ・ 環 境 管 理 ・ 品 質 管 理 担 当 、 総務人事部長兼業務部長
取 締 役	上 田 憲	さくら法律事務所代表弁護士 株式会社エフエム大阪 社外監査役 グッドホールディングス株式会社 社外監査役
取 締 役	中 西 敦 也	堺化学工業株式会社 取締役経営戦略本部長兼経理部長
常 勤 監 査 役	辻 幸 裕	
監 査 役	小 河 義 夫	公認会計士 小河義夫事務所所長
監 査 役	奥 林 康 司	

- (注) 1. 取締役 上田 憲氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 小河義夫氏及び奥林康司氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役 小河義夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 当社は、取締役 上田 憲氏並びに監査役 小河義夫氏及び奥林康司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 2019年6月21日開催の第93回定時株主総会において、中西敦也氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (1名)	88百万円 (4百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	17百万円 (7百万円)
合 計 (うち社外役員)	10名 (3名)	105百万円 (11百万円)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 上記の支給人員には、無報酬の取締役2名は含まれておりません。

3. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。

・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額

取締役7名 17百万円 (うち社外取締役1名に対し0百万円)

② 社外役員が親会社等または親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外役員が親会社等または当社を除く親会社等の子会社等から、役員として受けた報酬等はありません。

(3) 社外役員等に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役 上田 憲氏は、さくら法律事務所の代表弁護士であります。また、株式会社エフエム大阪及びグッドホールディングス株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役 小河義夫氏は、公認会計士 小河義夫事務所所長であります。当社と同会計士事務所との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
取 締 役	上 田 憲	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、弁護士としての豊富な経験と専門知識を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	小 河 義 夫	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度開催の監査役会13回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監 査 役	奥 林 康 司	当事業年度開催の取締役会16回中15回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度開催の監査役会13回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役 上田 憲氏並びに社外監査役 小河義夫氏及び奥林康司氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名 称

ひびき監査法人

(2) 報酬等の額

区 分	支 払 額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21百万円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	21百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約においては、会社法に基づく監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、前期の監査実績及び新年度の監査計画における監査概要、監査時間、配員計画、時間単価等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 当社グループの取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

- イ. 当社グループは、全ての取締役・使用人に法令・定款の遵守を徹底するとともに、「企業行動基本方針」及び「行動指針」並びに法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制を構築します。
- ロ. 反社会的勢力との関係を断絶するため、「企業行動基本方針」及び「行動指針」において、反社会的勢力には毅然とした対応をし、一切関係を持たない旨を定め、その遵守を徹底するとともに、所轄警察署等と連携を図り、不測の事態に備えます。
- ハ. 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処法が担当取締役を通じて代表取締役、取締役会、監査役に報告される体制を構築します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存管理体制）

- イ. 取締役の職務の執行に係る重要な情報・文書の取り扱いは、当社社内規程に従い適切に保存及び管理し、必要に応じて運用状況の検証、関連規程の見直しを行います。
- ロ. 取締役会、経営会議等の重要会議の議事録はデータベース化し、取締役、監査役、監査部長が常時閲覧可能な状態とします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスクマネジメント体制）

- イ. 当社は、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理システムを構築・運用し、かつ継続的改善を通して企業価値の向上を図ります。また、リスク管理委員会を設置し、当該システムの適切な運用を維持するとともに、リスク管理に係る重要事項を審議します。
- ロ. 当社は、代表取締役社長に直属する部署として、監査部を設置します。
- ハ. 監査部は定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、必要があれば監査方法の改定を行います。
- ニ. 監査部の監査により法令・定款違反及び損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、直ちに監査部長及び担当部署に通報される体制を構築します。
- ホ. 監査部の活動を円滑にするために、関連する規程の整備を各部署に求め、また、損失の危険を発見した場合には、直ちに監査部長に報告するよう指導します。

④ 当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的職務執行体制）

- イ. 当社グループは、中期経営計画に基づき年度ごとの事業計画を立案し、目標達成のための活動を実施します。また、経営目標が当初の予定どおりに進捗しているか経営会議等を通じて定期的に検証します。
- ロ. 各取締役は、取締役会規則により定められている事項及びその付議基準に該当する事項については、すべて取締役会に付議することを遵守します。
- ハ. 日常の業務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき業務を遂行することとします。

⑤ 当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制（グループ内部統制体制）

- イ. グループ会社管理規程により、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、定期的に報告を受けます。
- ロ. 業務推進部長は、子会社に損失の危険が発生し、これを把握した場合は、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の代表取締役、取締役会、監査役に報告します。
- ハ. 当社と親会社及び子会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、監査部は親会社及び子会社の監査部またはこれに相当する部署と十分な情報交換を行います。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項（以下総称して、監査役関連体制）

- イ. 監査役からその職務を補助すべき使用人（以下、監査役付スタッフという。）を求められた場合は、これを任命します。
- ロ. 前項の補助に関する具体的な内容については、監査役の意見を聴取し、人事担当取締役その他の関係部署の意見も十分に考慮して決定します。
- ハ. 監査役付スタッフの任命・異動については監査役会の同意を必要とします。
- ニ. 監査役付スタッフは、監査役の職務を補助するにあたっては監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取するものとします。

⑦ 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- イ. 当社グループの取締役及び使用人は、各監査役に対して必要な報告及び情報提供を行います。
 - ロ. 前項の報告・情報提供として主なものは、次のとおりとします。
 - a リスク管理委員会等の重要な会議で決められた事項
 - b 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
 - c 重大な法令・定款違反
 - d 内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
 - e 子会社に対する業務監査の状況
 - f 重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - g 業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
 - h 内部通報制度の運用状況及び通報内容
 - i 稟議書及び監査役から要求された会議議事録
 - j その他コンプライアンス上重要な事項
 - ハ. 当社グループの取締役及び使用人が上記各項に係る通報をしたことを理由として、不利益な取り扱いをすることを禁止します。
- ⑧ その他 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- イ. 監査役と代表取締役との間で定期的に意見交換を行います。
 - ロ. 監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 当社グループの取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

当社グループは、CSRの遂行と充実を果たすため「企業行動基本方針」に

1. 社会的に有用な商品・サービスの提供
2. 法令の遵守
3. 企業情報の開示
4. 環境問題への積極的取り組み
5. 社会への貢献
6. 働きやすい職場環境の実現

の基本精神を掲げております。

また、社会・取引先・株主・社員等のステークホルダー及び会社との関係に係る「行動指針」を策定し、全ての取締役・使用人に企業倫理の十分な認識と良識・責任ある社会性を希求しております。

これらの原則を、全ての取締役・使用人に周知し、企業倫理の確立を図り、万一これに反するような事態が生じた場合は原因の究明と問題の解決及び再発の防止に努めるため、「内部監査規程」・「リスク管理規程」・「内部統制システム規程」・「グループ会社管理規程」等の管理規程を制定し、コンプライアンス体制の整備・運用及び評価を実施しております。

また、「内部統制システム規程」に基づく「内部統制システム推進委員会」が内部統制システムの年度計画たる「内部統制プログラム」を立案・実行・評価を行うとともに、規程に基づき1年に2回の委員会を開催し、コンプライアンス等の遵守に係る提言や状況の把握及び各種法制対応等を担っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存管理体制）

当社は、取締役の職務の執行に係る情報・文書は、「文書管理規程」により、その重要性に応じて保存期限や廃棄等の管理手法を定めております。また、電磁的記録については、「情報セキュリティ管理規程」・「電磁的記録機密情報管理マニュアル」等を制定し、そのビジビリティとセキュリティの両面の充実に努めております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスクマネジメント体制）

当社は、「リスク管理規程」に基づいて、社長がリスク管理の「最高責任者」となり、「リスク管理統括責任者」を選任するとともに、その方針と必要な経営資源を決定し、必要があれば是正や改善を指導しております。統括責任者と各事業部門を管轄する「所轄責任者」から構成される「リスク管理委員会」は、管理システムの整備と運用状況の把握・審議及び報告を担っております。

また、所轄責任者は各事業部門毎に、「リスク管理計画」の策定と運用評価を実施しております。このリスク管理のP D C Aは事業年度単位で実行されるため、管理委員会の定期開催は1年に1回と規程では定めておりますが、必要が認められる場合は随時開催しております。

また、監査部は「内部監査規程」に基づいて、リスクに対応した内部統制システムの充実のため、事業年度の月次単位の内部監査を計画・実施し、リスクの兆候等について監査報告書を取り纏め、最高責任者たる社長に月次毎に報告しております。

④ **当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的職務執行体制）**

当社グループは、中期経営計画を5年に1回、その計画をベースに事業の現況を考慮した上で事業計画（予算）を1年に2回策定し、計画の実現のための経営戦略や具体的施策を立案・実行しております。取締役会は、これらの計画の編成と執行状況の監督及び重要事項の意思決定を迅速に行うため、定例として月に1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催する等、取締役の職務執行が効率的に行われることを企図しております。また、業務の運営は「組織規程」・「業務分掌規程」・「職務権限規程」により組織と職務が区分され、各組織及び職務毎に担当取締役の任命が行われ、業務執行に携わることで、取締役会との連動性が確保されることを図っております。

なお、当事業年度の取締役会開催は、臨時開催はなく、定例取締役会が16回開催されております。

⑤ **当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制（グループ内部統制体制）**

当社グループは、親会社及び完全子会社については、各社が「グループ会社管理規程」を制定し、それ以外の子会社は親会社と当該子会社との間で取締役会等の決議事項の協議と営業成績等の報告に関する覚書を締結し、グループ内子会社の業績・財務状況その他の重要な決議事項及び報告事項について、業務の適正を確保するための情報を取得する体制を整備しております。現状では、当社の子会社は海外現地法人に限定されるため、その業務執行に関しては当社の該当子会社担当役員が所管し、監視及び指導等の統制は業務推進部が担当し、監査部が監査情報の聴取と必要に応じての往査を実施することにより、業務の適正の確保を図っております。

⑥ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項（以下総称して、監査役関連体制）**

当社は、「内部統制システム基本方針」に定められているとおり、監査役よりその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は速やかにこれを任命することを制定しておりますが、当事業年度は監査役よりその設置の求めは受けておりません。

⑦ **当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

当社は、「内部統制システム基本方針」に定められているとおり、当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制を整備しておりますが、当事業年度は、監査役会または監査役の要請に応じた必要な報告及び情報提供が行われなかった事例、並びに当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告及び情報提供に係

る通報をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けた事例はともに発生しておりません。

⑧ **その他 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

当社は、「内部統制システム基本方針」に定められているとおり、代表取締役社長と監査役会との意見交換会を1年に3回開催しております。また、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理することを定めており、当事業年度についても、監査役の職務執行のための費用請求については速やかに処理を行っております。

(3) **剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、中長期的な視点での利益還元と会社の持続的な成長を実現するため、連結業績、財務状況、投資計画等を勘案しながら、年間連結配当性向25%以上を目安とし、年2回の配当を行ってまいります。

なお、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議により剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

当期の配当金につきましては、上記方針を踏まえ、1株当たり年間50円（うち中間配当金25円）といたしました。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	14,947,193	流動負債	9,240,173
現金及び預金	3,014,803	支払手形及び買掛金	6,686,338
受取手形及び売掛金	8,247,117	電子記録債務	396,416
電子記録債権	1,592,501	短期借入金	1,706,268
商品及び製品	1,807,557	未払法人税等	74,222
仕掛品	12,390	賞与引当金	84,495
原材料	111,689	役員賞与引当金	17,000
その他	172,333	その他	275,431
貸倒引当金	△11,200	固定負債	109,056
固定資産	2,364,157	繰延税金負債	37,262
有形固定資産	1,722,700	退職給付に係る負債	19,742
建物及び構築物	309,666	その他	52,050
機械装置及び運搬具	1,063,312	負債合計	9,349,229
工具、器具及び備品	69,523	【純資産の部】	
土地	277,624	株主資本	7,317,182
建設仮勘定	2,574	資本金	820,000
無形固定資産	93,424	資本剰余金	697,471
ソフトウェア	93,424	利益剰余金	5,989,192
投資その他の資産	548,032	自己株式	△189,481
投資有価証券	391,517	その他の包括利益累計額	279,960
退職給付に係る資産	6,915	その他有価証券評価差額金	116,895
繰延税金資産	39,762	繰延ヘッジ損益	6,194
その他	139,005	為替換算調整勘定	156,870
貸倒引当金	△29,169	非支配株主持分	364,978
資産合計	17,311,351	純資産合計	7,962,121
		負債純資産合計	17,311,351

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		38,467,148
売 上 原 価		35,695,723
売 上 総 利 益		2,771,424
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,123,387
営 業 利 益		648,037
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	21,334	
そ の 他	5,468	26,803
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	17,851	
そ の 他	49,959	67,811
経 常 利 益		607,029
特 別 損 失		
減 損 損 失	18,092	18,092
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		588,937
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	167,790	
法 人 税 等 調 整 額	△28,257	139,533
当 期 純 利 益		449,403
非支配株主に帰属する当期純利益		53,446
親会社株主に帰属する当期純利益		395,956

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2019年4月1日期首残高	820,000	697,471	5,692,959	△189,378	7,021,052
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	△99,723	-	△99,723
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	395,956	-	395,956
自己株式の取得	-	-	-	△103	△103
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	296,233	△103	296,129
2020年3月31日期末残高	820,000	697,471	5,989,192	△189,481	7,317,182

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額				非支配株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッ ジ 損 益	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2019年4月1日期首残高	163,334	△6	144,198	307,526	315,555	7,644,134
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△99,723
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	-	-	395,956
自己株式の取得	-	-	-	-	-	△103
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△46,439	6,201	12,672	△27,565	49,422	21,857
連結会計年度中の変動額合計	△46,439	6,201	12,672	△27,565	49,422	317,987
2020年3月31日期末残高	116,895	6,194	156,870	279,960	364,978	7,962,121

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 7社

連結子会社の名称

SAKAI TRADING NEW YORK INC.、SAKAI AUSTRALIA PTY LTD.、SAKAI TRADING EUROPE GmbH、堺商事貿易（上海）有限公司、台湾堺股份有限公司、PT. S&S HYGIENE SOLUTION、SAKAI TRADING (THAILAND) CO., LTD.

- (2) 非連結子会社の名称等

韓国堺商事株式会社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社の名称等

韓国堺商事株式会社

(持分法を適用していない理由)

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、個々の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

- ②たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定額法によっております。

なお、耐用年数については以下のとおりであります。

建物及び構築物	3～39年
機械装置及び運搬具	2～16年
工具、器具及び備品	2～20年

②無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額に基づき計上しております。

③役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、また、企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

なお、年金資産が退職給付債務を超過する場合には、投資その他の資産に「退職給付に係る資産」として計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………輸出取引による外貨建売上債権、輸入取引による外貨建仕入債務等及び外貨建予定取引

③ヘッジ方針

為替予約取引については、輸出入取引に係る為替変動のリスク回避のため、外貨建の債権及び債務について実需に基づき利用しております。

④ヘッジ有効性評価の方法

為替予約は、為替予約の締結時にリスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期間の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されており、その判断をもって有効性の判定に代えております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「支払手形及び買掛金」に含めて表示しておりました「電子記録債務」は、金額的重要性が増したことから、当連結会計年度より「電子記録債務」として表示しております。

連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|-------------------|-----------|
| 1. 輸出手形割引残高 | 766千円 |
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額 | 867,054千円 |

連結損益計算書に関する注記

1. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

なお、前連結会計年度については、該当事項はありません。

場所	用途	種類
インドネシア	遊休資産	機械装置

当社グループは、セグメントを基礎とし、遊休資産及び賃貸用資産については個々の資産ごとにグルーピングしております。このうち遊休資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（18,092千円）として特別損失に計上しております。その内訳は機械装置18,092千円です。なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、処分見込額等合理的な見積りにより評価しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度末
普通株式（千株）	2,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年5月10日 取締役会	普通株式	54,394	30.00	2019年3月31日	2019年6月3日
2019年11月7日 取締役会	普通株式	45,328	25.00	2019年9月30日	2019年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	45,328	25.00	2020年3月31日	2020年6月1日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの回収条件管理及び与信限度管理を行うとともに、定期的に信用状況を把握する体制をとっております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、並びに電子記録債務は、全て1年以内の支払期日であります。

借入金については、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であります。短期借入金は変動金利のため金利の変動リスクに晒されておりますが、借入期間が概ね3ヶ月と短期であり、金利の計算期間も同一期間であることから、当該リスクは限定的であります。

デリバティブ取引は、外貨建債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引であります。ヘッジの有効性の評価方法については、為替予約取引における振当処理の要件を満たしているため、その判断をもって有効性の判定に代えております。

デリバティブ取引の執行・管理については、リスク管理方針（デリバティブ管理規程）に従って行っており、また、利用に当たっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、毎月継続的に資金計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）をご参照下さい。）。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	3,014,803	3,014,803	－
(2) 受取手形及び売掛金	8,247,117	8,247,117	－
(3) 電子記録債権	1,592,501	1,592,501	－
(4) 投資有価証券 その他有価証券	358,088	358,088	－
資産計	13,212,511	13,212,511	－
(5) 支払手形及び買掛金	6,686,338	6,686,338	－
(6) 電子記録債務	396,416	396,416	－
(7) 短期借入金	1,706,268	1,706,268	－
(8) 未払法人税等	74,222	74,222	－
負債計	8,863,246	8,863,246	－
(9) デリバティブ取引（※）	(8,814)	(8,814)	－

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務、(7) 短期借入金、(8) 未払法人税等、

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) デリバティブ取引

これらの時価について、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額 その他有価証券13,851千円、子会社株式19,578千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)
現金及び預金	3,014,803
受取手形及び売掛金	8,247,117
電子記録債権	1,592,501
合計	12,854,423

(注4) 短期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,706,268	—	—	—	—	—
合計	1,706,268	—	—	—	—	—

1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり純資産額 4,190円16銭
- 1 株当たり当期純利益 218円38銭

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	13,619,052	流動負債	8,969,258
現金及び預金	1,650,508	支払手形	25,038
受取手形	1,406,253	電子記録債権	396,416
電子記録債権	1,592,501	買掛金	6,529,698
売掛金	6,722,842	短期借入金	1,588,883
商品	1,519,388	未払金	56,227
未着商品	53,535	未払費用	64,627
前渡金	12,280	未払法人税等	73,524
前払費用	20,105	前受金	124,687
関係会社短期貸付金	555,313	預り金	11,153
その他	98,323	賞与引当金	82,000
貸倒引当金	△12,000	役員賞与引当金	17,000
固定資産	2,393,664	固定負債	51,325
有形固定資産	177,125	その他の	51,325
建物	52,999	負債合計	9,020,583
車両運搬具	3,467	【純資産の部】	
工具、器具及び備品	49,399	株主資本	8,869,043
土地	71,258	資本金	820,000
無形固定資産	92,021	資本剰余金	697,471
ソフトウェア	92,021	資本準備金	697,400
投資その他の資産	2,124,516	その他資本剰余金	71
投資有価証券	371,939	利益剰余金	5,541,053
関係会社株式	805,588	利益準備金	111,950
関係会社出資金	35,916	その他利益剰余金	5,429,103
関係会社長期貸付金	769,060	別途積立金	4,200,000
破産更生債権等	99,857	繰越利益剰余金	1,229,103
前払年金費用	6,915	自己株式	△189,481
繰延税金資産	15,563	評価・換算差額等	123,089
その他	98,630	その他有価証券評価差額金	116,895
貸倒引当金	△78,954	繰延ヘッジ損益	6,194
資産合計	16,012,716	純資産合計	6,992,133
		負債純資産合計	16,012,716

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		36,448,301
売 上 原 価		34,218,544
売 上 総 利 益		2,229,756
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,781,217
営 業 利 益		448,539
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	41,792	
そ の 他	5,105	46,898
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11,686	
そ の 他	55,400	67,087
経 常 利 益		428,350
税 引 前 当 期 純 利 益		428,350
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	150,000	
法 人 税 等 調 整 額	3,680	153,680
当 期 純 利 益		274,670

株主資本等変動計算書

(2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
2019年 4 月 1 日 期 首 残 高	820,000	697,400	71	697,471
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-
当 期 純 利 益	-	-	-	-
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-
2020年 3 月31日 期 末 残 高	820,000	697,400	71	697,471

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 計
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 計		
		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
2019年 4 月 1 日 期 首 残 高	111,950	4,200,000	1,054,156	5,366,106	△189,378	6,694,200
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	-	-	△99,723	△99,723	-	△99,723
当 期 純 利 益	-	-	274,670	274,670	-	274,670
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	△103	△103
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	174,946	174,946	△103	174,843
2020年 3 月31日 期 末 残 高	111,950	4,200,000	1,229,103	5,541,053	△189,481	6,869,043

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差 額等合計	
2019年4月1日 首残高	163,334	△6	163,327	6,857,528
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	－	－	－	△99,723
当期純利益	－	－	－	274,670
自己株式の取得	－	－	－	△103
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△46,439	6,201	△40,237	△40,237
事業年度中の変動額合計	△46,439	6,201	△40,237	134,605
2020年3月31日 期末残高	116,895	6,194	123,089	6,992,133

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、耐用年数については以下のとおりであります。

建物 3～39年

車両運搬具 2～6年

工具、器具及び備品 2～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理してあります。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上してあります。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額に基づき計上してあります。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上してあります。

- (4) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。企業年金制度の退職給付引当金及び退職給付費用の計算については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
なお、年金資産が退職給付債務を超過する場合には、投資その他の資産に「前払年金費用」として計上しております。
5. ヘッジ会計の方法
- (1) ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……………為替予約
ヘッジ対象……………輸出入取引による外貨建売上債権、輸入取引による外貨建仕入債務等及び外貨建予定取引
- (3) ヘッジ方針
輸出入取引に係る為替変動のリスク回避のため、外貨建の債権及び債務について実需に基づき為替予約取引を利用しており、投機目的のための為替予約等取引は行わない方針であります。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法
為替予約の締結時にリスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期間の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されており、その判断をもって有効性の判定に代えております。
6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、「支払手形」に含めて表示しておりました「電子記録債務」は、金額的重要性が増したことから、当事業年度より「電子記録債務」として表示しております。

貸借対照表に関する注記

1. 輸出手形割引残高	766千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	200,731千円
3. 保証債務	
以下の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。	
PT. S&S HYGIENE SOLUTION	87,452千円
4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	772,882千円
短期金銭債務	4,226,855千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	6,296,999千円
仕入高	12,592,987千円
営業取引以外の取引による取引高	30,664千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	186千株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式等評価損	79,938千円
貸倒引当金	59,177千円
賞与引当金	24,600千円
投資不動産評価損	16,661千円
会員権評価損	12,777千円
その他	27,598千円
繰延税金資産小計	220,753千円
評価性引当額	△150,580千円
繰延税金資産合計	70,172千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△49,879千円
繰延ヘッジ損益	△2,654千円
前払年金費用	△2,074千円
繰延税金負債合計	△54,609千円
繰延税金資産（△は負債）の純額	15,563千円

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	堺化学工業 株式会社	(被所有) 直接 64.0%	・ 同社製品の購入 及び原料の納入 ・ 役員の兼任	同社製品の購入	11,353,965	買掛金	4,196,984
				原料の納入	4,669,855	売掛金	322,666

取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含めて表示しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

同社製品の購入及び原料の納入については、市場価格を勘案した価格交渉の上で決定しております。また、回収及び支払条件についても、一般の条件に準じた上で相互に同等な条件を設定しております。

2. 子会社

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	SAKAI TRADING NEW YORK INC.	(所有) 直接 100.0%	・ 当社対米貿易の 窓口商社 ・ 役員の兼任	化学工業製品等の 販売 (注1)	1,025,880	売掛金	182,689
子会社	PT. S&S HYGIENE SOLUTION	(所有) 直接 55.0%	・ 同社製品の購入 及び原料の納入 ・ 役員の兼任 ・ 資金の貸付 ・ 債務の保証	貸付金の貸付 (注2)	—	関係会社 短期貸付金	555,313
				利息の受入 (注2)	12,197	—	—
				債務の保証 (注3)	87,452	—	—
				保証料の受入 (注3)	384	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 化学工業製品等の販売については、市場価格を勘案した価格交渉の上で決定しております。また、回収条件についても、一般の条件に準じた上で設定しております。

(注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(注3) 債務の保証については、金融機関からの借入金等に対する債務保証であり、保証料は一般的取引条件と同様に協議決定しております。

3. 兄弟会社

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	カイゲンファーマ株式会社	なし	原料の納入	原料の納入	1,080,087	売掛金	466,513

取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含めて表示しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

原料の納入については、市場価格を勘案した価格交渉の上で決定しております。また、回収条件についても、一般の条件に準じた上で設定しております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,856円47銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 151円49銭 |

独立監査人の監査報告書

2020年5月8日

堺 商 事 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

ひびき監査法人
大阪事務所

代表社員 業務執行社員	公認会計士	安 岐 浩 一 ㊞
代表社員 業務執行社員	公認会計士	富 田 雅 彦 ㊞
代表社員 業務執行社員	公認会計士	松 本 勝 幸 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、堺商事株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、堺商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起す

ること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年5月8日

堺 商 事 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

ひ び き 監 査 法 人
大 阪 事 務 所

代 表 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	安 岐 浩 一 ㊞
代 表 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	富 田 雅 彦 ㊞
代 表 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	松 本 勝 幸 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、堺商事株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起する

こと、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第94期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理

基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘する事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないよう留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月12日

堺 商 事 株 式 会 社		監 査 役 会	
常勤監査役	辻	幸 裕	Ⓔ
社外監査役	小 河	義 夫	Ⓔ
社外監査役	奥 林	康 司	Ⓔ

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考書類

第1号議案 定款変更の件

1. 提案の理由

当社は、北海道営業所で所有する自社倉庫を有効活用するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を表示しております。）

現行定款	変更案
第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(5) (条文省略) (新 設) (6) (条文省略)	第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(5) (現行どおり) <u>(6) 倉庫業。</u> <u>(7)</u> (現行どおり)

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役8名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
1	あか みづ こう じ 次 赤 水 宏 次 (1960年9月2日)	1983年4月 堺化学工業(株)入社 2013年6月 同社取締役 2014年6月 当社取締役 2015年6月 堺化学工業(株)常務取締役 2016年6月 当社代表取締役社長(現任)	9,100株
	(取締役候補者とした理由) 代表取締役として、中期経営計画の遂行や組織改革など企業価値向上に資する様々な経営課題に着実に取り組んでおり、今後も強いリーダーシップが期待できることから、引き続き取締役候補者いたしました。		
2	かた おか しげ お 夫 片 岡 茂 夫 (1959年1月12日)	2000年2月 当社入社 2008年4月 当社東京営業第二部長 2010年6月 当社取締役東京営業第二部長 2013年6月 当社常務取締役 2017年4月 当社常務取締役東京支店長兼東京営業第二部長兼業務推進部長 2018年6月 当社専務取締役 2018年10月 当社専務取締役東京支店長兼機能材料部長兼業務推進部長 2019年11月 当社専務取締役東京支店長兼業務推進部長 2020年5月 当社専務取締役東京支店長兼経営企画部長(現任) <現在の担当> 電子材料部、機能材料部 <重要な兼職の状況> SAKAI TRADING NEW YORK INC. 代表取締役社長 SAKAI AUSTRALIA PTY LTD. 代表取締役社長	8,400株
	(取締役候補者とした理由) 専務取締役として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしており、中期経営計画を着実に遂行する上で必要な強いリーダーシップと決断力を備えていることから、引き続き取締役候補者いたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
3	さい づ あき ひろ 在 津 昭 宏 (1963年11月10日)	1993年3月 当社入社 2007年4月 当社東京営業第二部長 2008年4月 当社衛生材料部長 2012年6月 当社取締役衛生材料部長 2018年6月 当社常務取締役 2018年10月 当社常務取締役衛生・産業材料部長(現任) <重要な兼職の状況> SAKAI TRADING (THAILAND) CO., LTD. 代表取締役社長	2,200株
(取締役候補者とした理由) 常務取締役として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしており、衛生・産業材料事業をはじめとした営業部門における強いリーダーシップを備えていることから、引き続き取締役候補者いたしました。			
4	かわ はら あきら 川 原 章 (1963年2月6日)	1985年4月 堺化学工業(株)入社 2011年4月 当社経理部長 2012年6月 当社経理部長兼業務部長 2013年6月 当社取締役経理部長兼業務部長 2018年6月 当社取締役経理部長(現任) <現在の担当> 内部統制、リスク管理、I R	5,800株
(取締役候補者とした理由) 経理、リスク管理、I R等に関わる事項を統括し、特にコンプライアンス、コーポレートガバナンスの分野で豊富な経験と実績を備えていることから、取締役会の構成員としての適切な経営判断、監督の遂行が期待されるため、引き続き取締役候補者いたしました。			
5	やま だ けん じ 山 田 賢 治 (1964年5月18日)	1996年11月 当社入社 2013年10月 当社大阪営業第一部長 2016年6月 当社取締役大阪営業第一部長 2018年10月 当社取締役化成部品部長 2020年5月 当社取締役化成部品部長兼業務部長(現任)	2,200株
(取締役候補者とした理由) 長年にわたって化成部品事業に従事し、営業部門における豊富な経験と実績を有していることから、取締役会の構成員としての適切な経営判断、監督の遂行が期待されるため、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
6	おかもと たつ や 岡本 竜也 (1961年10月1日)	1997年5月 当社入社 2011年4月 当社総務部長 2018年6月 当社取締役総務部長兼業務部長 2018年10月 当社取締役総務人事部長兼業務部長 2020年5月 当社取締役総務人事部長 (現任) <現在の担当> C S R、環境管理、品質管理	5,000株
(取締役候補者とした理由) 長年にわたって総務・人事部門を担当し、当該部門における豊富な経験と実績を有していることから、取締役会の構成員としての適切な経営判断、監督の遂行が期待されるため、引き続き取締役候補者といいたしました。			
7	うえだ けん 上田 憲 (1964年11月12日)	1995年4月 弁護士登録 (大阪弁護士会) さくら法律事務所入所 2000年1月 同事務所代表弁護士 (現任) 2015年6月 当社取締役 (現任) 2016年6月 (株)エフエム大阪社外監査役 (現任) 2018年4月 グッドホールディングス(株)社外監査役 (現任) <重要な兼職の状況> さくら法律事務所代表弁護士 (株)エフエム大阪社外監査役 グッドホールディングス(株)社外監査役	0株
(社外取締役候補者とした理由及び職務を適切に遂行できると判断した理由) 直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といいたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
8	なかにしあつや 中西敦也 (1959年2月24日)	1982年4月 ㈱三和銀行(現 ㈱三菱UFJ銀行) 入行 2011年9月 堺化学工業(株)経営企画室次長 2013年1月 同社樹脂添加剤事業部海外営業部長 2013年6月 同社樹脂添加剤事業部長 2015年6月 同社取締役樹脂添加剤事業部長 2016年6月 同社取締役経営戦略本部長 2017年6月 同社取締役経営戦略本部長兼営業企画部長兼経理部長 2019年4月 同社取締役経営戦略本部長兼経理部長(現任) 2019年6月 当社取締役(現任) <重要な兼職の状況> 堺化学工業(株)取締役経営戦略本部長兼経理部長	100株
(取締役候補者とした理由) 親会社である堺化学工業(株)の取締役経営戦略本部長としての高い見識や大手銀行である㈱三菱UFJ銀行在職中に蓄積した財務等に関する豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として適切な経営判断、監督の遂行が期待されるため、引き続き取締役候補者いたしました。			

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 上田 憲氏は、社外取締役候補者であります。
3. 上田 憲氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
4. 当社は、上田 憲氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、上田 憲氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は、同氏を独立役員として届け出る予定であります。
6. 赤水宏次氏は、過去5年間において当社の親会社であります堺化学工業株式会社の業務執行者でありました。また、中西敦也氏は、現在、当社の親会社であります堺化学工業株式会社の業務執行者であり、過去5年間においても同社の業務執行者でありました。なお、両氏の同社における現在または過去5年間の地位及び担当は、上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役 辻 幸裕氏及び奥林康司氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
1	辻 幸裕 (1958年2月2日)	1981年4月 当社入社 2011年7月 当社監査室長 2016年6月 当社常勤監査役(現任)	1,100株
	(監査役候補者とした理由) 長年にわたって営業及び営業支援業務に従事し、業務の全体像を把握する視点に秀で海外駐在経験も豊富であり、現在常勤監査役として現場実査に基づく的確な提言を行うなど監査役全体としての監査の実効性向上に貢献してきたことから、引き続き監査役候補者いたしました。		
※2	鶴田敏郎 (1951年3月27日)	1974年4月 (株)第一勧業銀行(現(株)みずほ銀行) 入行 1989年1月 同行銀座支店営業課長 1993年8月 同行尼崎支店営業課長 2001年1月 みずほファクター(株)入社 2009年7月 同社大阪支店次長 2011年4月 (株)サトウ花店入社 経理部長 2012年10月 (学)行岡保健衛生学園入職(現任) <重要な兼職の状況> (学)行岡保健衛生学園職員	0株
	(社外監査役候補者とした理由及び職務を適切に遂行できると判断した理由) 直接会社の経営に関与された経験はありませんが、長年にわたる金融機関等での勤務実績があり、在職中に蓄積した財務等に関する豊富な知識と経験に基づき、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役候補者いたしました。		

- (注) 1. ※印は、新任候補者であります。
2. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 鶴田敏郎氏は、社外監査役候補者であります。
4. 当社は、鶴田敏郎氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
5. 鶴田敏郎氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役のうち無報酬の取締役1名を除く7名（うち社外取締役1名）に対し、当期の業績等を勘案して役員賞与総額1,700万円（うち社外取締役50万円）を支給することといたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する個別の金額、支給の時期等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市中央区北浜1丁目8番16号
大阪証券取引所ビル3階北浜フォーラム
☎ 06-6202-2311



■会場への交通

地下鉄堺筋線「北浜」 1B出口（地下道直結）

京阪本線「北浜」 28出口（地下道直結）

地下鉄御堂筋線「淀屋橋」徒歩7分 27出口（地下道直結）

●お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。